

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 堺市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市は百舌鳥古墳群に代表されるように、古墳時代をはじめ、中世、近世、近代を経て現代に至る各時代の歴史・文化資源が全市にわたって分布している。これらの文化財は、本市の自然的・社会的特性を反映し、地域の生業や生活と密接に関わって継承されてきたものであり、本市の成り立ち、歴史・文化を理解する上で重要な要素となっている。そのため、引き続き国、府、市による指定及び登録等の候補となる文化財に関する調査を継続し、市域の文化財の総合的な把握をより推進したうえで、文化財指定等を促進する。市内に分布する多様な文化財の保存・継承に努力し、文化財の価値を伝え、市民の本市に対する愛着の醸成や、歴史・文化を活かした魅力的な都市形成に寄与するように努める。

市域には、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）に基づく国の指定文化財が37件、大阪府文化財保護条例（昭和44年3月28日、大阪府条例第5号）に基づく指定文化財が36件、大阪府古文化記念物等保存顕彰規則（昭和24年3月25日、大阪府教育委員会規則第8号）に基づく指定文化財が5件、堺市文化財保護条例（平成3年3月29日、条例第5号）による指定が55件ある。その他、登録有形文化財21箇所64件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1件、選定保存技術（保持者）1件を含め、合計192件となり、これらの文化財所有者及び管理者等と連携しながら維持管理の状況を把握し、計画的な保存修理や一般公開等の事業を進める。

①有形文化財

有形文化財（建造物・美術工芸品）は、国宝1件を含む国指定28件、府指定が19件、市指定が47件の計94件の指定のほか、64件の登録有形文化財がある。その多くを法人や個人が所有・管理していることから、今後の修理や公開等を継続的に実施するために支援を行う。

建造物については、寺社のうち美原区を除く地域については、悉皆調査を平成3年（1991）から平成6年（1994）にかけて実施し、総合的な把握に努めてきた。民家についても、大阪府の民家調査や堺市史（続編）で調査が行われてきた。また美原区については美原町史で調査を実施し、総合的な把握に努めてきた。今後は、近年実施された近代和風建築総合調査や近代化遺産総合調査等の結果もふまえながら、所有者の協力を得つつ指定や登録等による保護に努める。

また美術工芸品については、地域ごとに悉皆調査を進めてきた。古文書・歴史資料等についても寺院調査等が行われているが今後も調査を継続し、所有者等の協力を得ながら指定等による保護に努める。

②無形文化財・民俗文化財

無形文化財の指定等はなく、無形民俗文化財としては大阪府指定の「上神谷のこおどり」（記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財にも選択）、「堺の手織緞通」、市指定の「石津太神社のやっさいほっさい」、「住吉大社宿院頓宮の^{ほらま}祓神事」の4件である。

大阪府の民俗芸能悉皆調査が実施されているものの、市内各所の祭礼・行事等の詳細な調査は未実施なものが多く、市内全域でのこれら祭礼・行事の調査や記録作成や市民に対する普及啓発活動に取り組む。また必要に応じて堺市の文化財指定を行うなど保護の措置を講じ、活動に対する支援に努める。

③記念物（史跡・名勝・天然記念物）

史跡は国指定が6件、府指定が7件、市指定が4件の計17件となっており、大半を古墳が占めるといふ本市の特性を強く現している。その他、名勝は国指定1件、府指定1件、市指定2件の計4件、天然記念物は国指定1件、府指定7件の計8件となっている。

名勝及び天然記念物に関しては、主に茶の湯をはじめとする本市の近世の歴史と密接に係る庭園や、樹木等を対象に調査の実施を行い、所有者等との協力のもと、調査を実施する。

④文化的景観

文化的景観に関しては、文化庁が設置した「採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する研究会」が平成19年（2007）に実施した調査において、1次調査で確認された全国2,032件の中から、文化的景観の価値が高いと判断された195件に含まれる「堺環濠都市」「阪堺電車」を対象に、文化的景観の観点からの価値の把握等に努める。なお堺環濠都市は、「中・近世の町割が基盤となって形成される現在の都市景観」の典型的・代表的なものとして、全国でも66件のみが選択されている重要地域に位置付けられている。

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の保存修理にあたっては、文化財保護法やその他関連法令に基づき、適切な保存が行われるように、計画的な修理及び整備を実施する。本市では、すでに史跡のうち土塔及び旧堺燈台について整備を実施し公開している。旧堺燈台については、毎年海の日に内部を公開している。また重要文化財山口家住宅や登録有形文化財清学院については、堺市立町家歴史館として公開活用を行っている。さらに、市指定井上関右衛門家住宅を「（仮称）堺鉄炮鍛冶屋敷ミュージアム」として公開活用する。

また、国の登録有形文化財である南海本線浜寺公園駅駅舎及び諏訪ノ森駅西駅舎の文化財的価値を次世代へ伝えるよう保存し活用する取組を進める。

現状変更等を伴う修理や整備の実施に際しては、堺市文化財保護審議会の意見をふまえるほか、必要に応じて文化庁や大阪府教育委員会と協議を行い、特に専門性が必要な場合には、研究機関等の専門家から助言を得て実施する。

修理にあたっては、事前の調査や既存資料に基づき適正な措置を取ったうえで、修理等にあわせて詳細な調査・記録を実施し、将来に向けた資料作成も行うこととする。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市の文化財の保存・活用を行うための施設には、堺市博物館等がある。博物館は文化

財の保存・活用の中核となる施設であり、現状の役割を維持しつつ、文化財保護・啓発に関する情報発信を行う。また、みはら歴史博物館については、地域の歴史をふまえつつ特色ある展示を行う。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の保存にあたっては、市街地に文化財が広く点在していることから、周辺環境や人々の都市活動等を一体的に捉えて保全していくことが重要である。

文化財の指定など、文化財保護法により文化財の保存を図ったうえで、都市計画法に基づく地域地区による市街地環境の保全や、堺市景観計画及び堺市景観条例による地域に応じた良好な景観の誘導、屋外広告物条例による屋外広告物の掲出の制限など、世界遺産の緩衝地帯での取扱をはじめとする各種施策との連携を図る。

（５）文化財の防災・防犯に関する方針

本市は令和４年（２０２２）に堺市地域防災計画を策定し、予防体制や災害時及び非常時の対応をまとめている。

市及び関係機関は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災設備等の整備を図り、住民、文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発を進めたうえで、予防体制の確立及び防災設備の整備として、(1)初期消火の確立及び地域住民との連携、(2)防災関係機関との連携、(3)消防用設備等の設置促進及び点検管理の指導、(4)建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進の指導を進める。すでに「堺市消防通信指令総合システム」を平成２１年（２００９）より導入し、指定品等の搬出についても消防局と連携を進めている。例年文化財防火デーでは消防局並びに関西電力株式会社、大阪ガス株式会社と連携を行い、定期的に防災設備の保守点検等や啓発に努めている。

また文化財の災害発生時及び非常時における応急対策としては、指定文化財等の所有者又は管理責任者が被災状況を調査し、その結果を府教育委員会に報告する。さらに、文化財課が、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

さらに、防災だけでなく盗難や毀損などに対する防犯対策も必要であり、文化財所有者への防犯意識の徹底を図る。

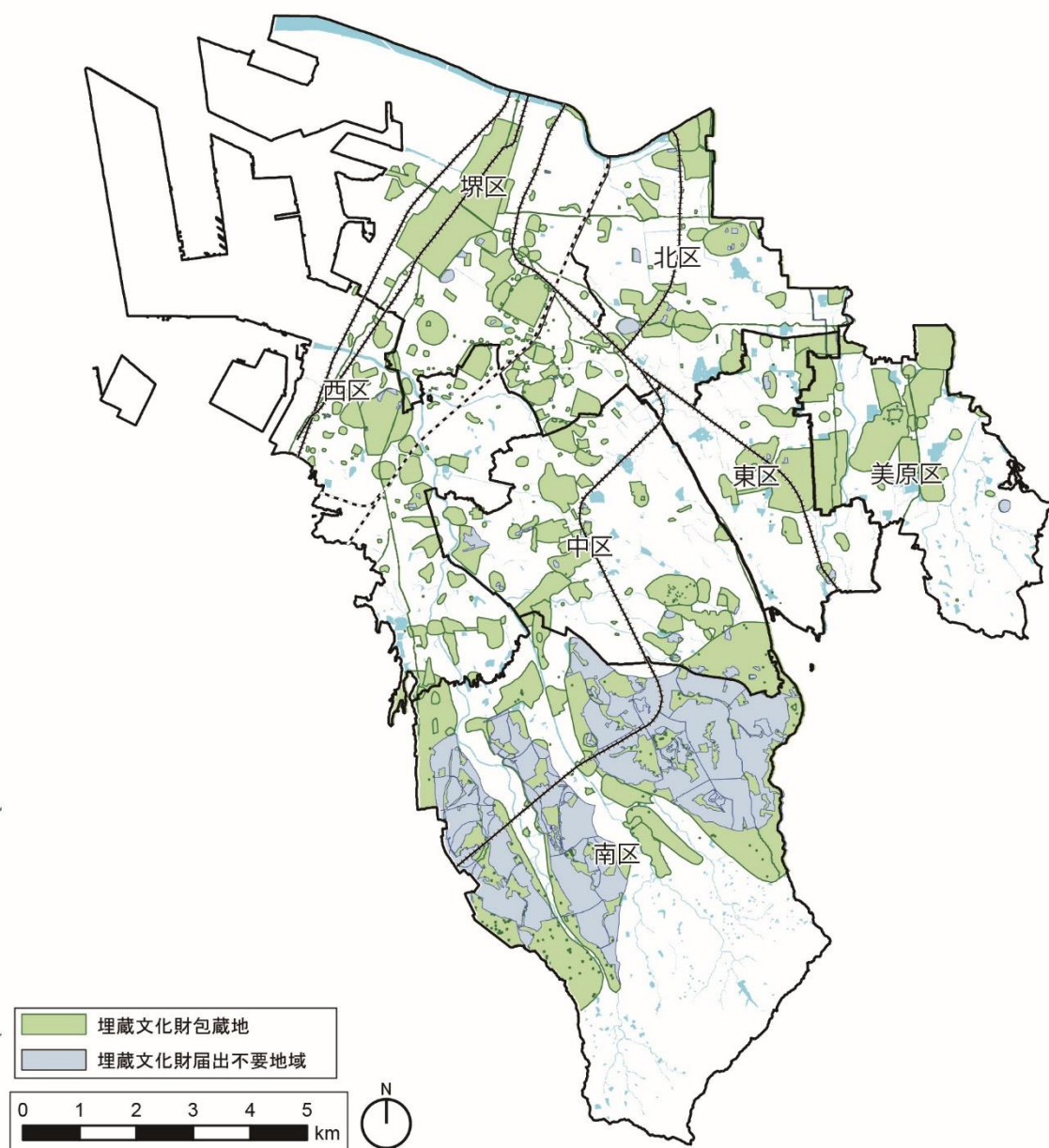
（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市では堺市博物館、堺市立町家歴史館山口家住宅、堺市立町家歴史館清学院等が拠点となり、文化財に関する普及・啓発を行っている。今後はさらに埋蔵文化財の発掘調査の現地説明会や、小学校における出前授業、シンポジウム等のイベント開催を実施し、市民が広く文化財に触れる機会を設けるほか、文化財の案内板や標柱の設置、パンフレット等の解説書の作成等を行う。また、本市の文化財の価値を広く後世に伝えるため、文化財の活用を進めながら、観光ボランティアガイドをはじめとする各種団体等と連携を行い、普及・啓発するための機会の提供に努める。

（７）埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市内には 400 件以上もの「周知の埋蔵文化財包蔵地」が存在し、文化財保護法に基づく保護を図るために、遺跡分布地図を作成し、必要に応じて情報の更新を行っている。なお、市内の周知の埋蔵文化財包蔵地に関する情報は、市ホームページで閲覧することができる。

周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為に関しては、開発に伴う文化財保護法に基づく届出又は通知の提出を徹底し、大阪府教育委員会とも連携を取りながら、適切に指導を行っている。さらに、開発に際して埋蔵文化財を確認した場合には、計画変更によって埋蔵文化財の保存等の措置を協議し、遺構の保護に努めるほか、必要に応じて記録保存等の対応についても速やかに実施していく。また、試掘確認調査等により、包蔵地の新規発見や範囲拡大が生じた際には、速やかに文化財保護法に基づく手続きを行う。



本市の周知の埋蔵文化財包蔵地

（８）文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針

本市では、文化財保護行政を担当する文化財課は平成 19 年（2007）4 月の機構改革に伴い、教育委員会から市長事務部局となった。その後、平成 22 年（2010）4 月には、文化観光局が設置され現在に至る。さらに令和元年（2019）度の条例及び規則の改正に伴い、令和 2 年（2020）4 月より文化財に関する業務は教育委員会の事務から堺市長により執行することとし、文化財課が発掘業務や文化財保護の業務を、世界遺産課が世界遺産百舌鳥・古市古墳群の保存と活用等の業務を行っている。

文化観光局 文化部 文化財課

・本庁（文化財係、管理係）

埋蔵文化財担当職員 4 人

文化財一般担当職員 6 人（建造物 3 人、歴史等 3 人）

事務職員 3 人 再任用職員 1 人 会計年度任用職員 1 人

・分室（調査係）

埋蔵文化財担当職員 5 人 再任用職員 2 人 会計年度任用職員 1 人

文化観光局 文化部 世界遺産課

埋蔵文化財担当職員 5 人

事務職員 4 人 再任用職員 2 人 会計年度任用職員 3 人

文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議する機関としては、堺市文化財保護条例に基づく堺市文化財保護審議会を設置している。市内全般にわたる文化財の指定、また調査や修理等の事業については、文化財保護審議会に諮って、適切な文化財の保存・活用を専門家の視点から今後も指導助言を得て実施する。

また市をはじめ、所有者等による日常的な点検も重要であり、連絡及び連携体制についても整備を進める。

堺市文化財保護審議会委員名簿（令和 4 年 12 月現在）

氏名	所属	専門
大野 朋子	神戸大学発達科学部人間発達環境学研究科 准教授	緑地環境学、造園学、 民族植物学
木許 守	龍谷大学文学部歴史学科 教授	考古学、文化財行政学
黒田 一充	関西大学文学部教授	日本民俗学、祭礼史
佐久間 康富	和歌山大学システム工学部システム工学科 准教授	都市計画、建築計画
高村 公一	常磐会短期大学幼児教育科 准教授	学校教育、社会科教育
田 啓子	枚方市文化財保護審議会 委員	日本建築史、民家史
長友 智子	立命館大学文学部 教授	考古学
福原 成雄	大阪芸術大学短期大学部 客員教授	庭園史、造園学、 環境デザイン学
松岡 久美子	近畿大学文芸学部芸術学科 准教授	日本美術史、彫刻史
薮田 貫	関西大学 名誉教授	日本近世史

（９）文化財の保存・活用に関わっている各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市には、文化財関係団体をはじめ、歴史・文化の保存・活用に係る地域の団体が活動している。平成 18 年（2006）4 月の政令指定都市移行後、各区役所を拠点として、政策会議の設置や区域まちづくり事業の実施など、区域ごとの特色を活かして、様々な取組を行っている。

文化・観光の分野では、市域全体を対象に「NP0 法人堺観光ボランティア協会」等が様々な活動を繰り広げている。同協会（会員数 256 名：令和 2 年（2020）4 月現在）では定期的に研修会や勉強会を実施し、ガイドの他、観光スポット等の点検や清掃協力、文化財等の特別公開等への協力、学校との連携活動等を実施している。

また「堺自由の泉大学（ラ・パリテ堺）」は男女共同参画社会を実現することを目的に開校したものであり、コースの一つ「国際都市堺の魅力を世界へ」のなかの「歴史探訪と考古学」や男女共同参画一般教養講座の「堺の歴史・世界遺産探訪」では、堺の魅力を知る一環として、仁徳天皇陵古墳や世界遺産、文化財、また無形文化遺産についての学習を年間を通じて実施している。

今後とも、これら地域の団体との意見交換を重ねながら互いの連携を図りながら、歴史・文化の担い手育成等についても検討を行う。

また、西区では NP0 法人浜寺公園駅舎保存活用の会が浜寺公園旧駅舎を活用し、カフェやライブラリー、催し物スペースの運用を行い、NP0 法人浜寺諏訪森を考える会が諏訪ノ森旧駅舎を活用し、日替わりでカフェや物販、文化教室等を行っている。

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

①百舌鳥古墳群及び周辺区域

百舌鳥古墳群及び周辺区域には、27 件の指定等文化財が存在する。

有形文化財のうち建造物は重要文化財の高林家住宅、堺市博物館内に移設された旧浄土寺九重塔の 2 件のほか、堺市博物館敷地内の伸庵や黄梅庵、大阪府立三国丘高等学校同窓会館（旧三丘会館）、旧天王貯水池等の 10 件が登録有形文化財（建造物）となっている。美術工芸品としては、重要文化財が木造観音菩薩立像（堺市博物館所蔵）、漆塗太鼓形酒筒（堺市博物館所蔵）の 2 件、府指定が慶長大火縄銃（堺市博物館所蔵）等の 2 件、市指定が住吉祭礼図屏風（堺市博物館所蔵）、山上宗二記（堺市博物館所蔵）、元禄菱垣廻船模型（堺市博物館所蔵）、十一面観音立像（光明院所蔵）の 4 件となっている。

無形文化財及び民俗文化財の指定等を行われていない。

史跡は、史跡百舌鳥古墳群として、いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、御廟表塚古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、善右エ門山古墳、銭塚古墳、グワショウ坊古墳、旗塚古墳、寺山南山古墳、七観音古墳、御廟山古墳内濠、ニサンザイ古墳内濠の 19 基が指定され、また市指定が、竜佐山古墳周濠、永山古墳周濠、孫太夫山古墳前方部及び周濠の 3 件となっている。

他に、宮内庁が管理する陵墓として仁徳天皇陵古墳、反正天皇陵古墳、履中天皇陵古墳及び、陵墓参考地として、ニサンザイ古墳、御廟山古墳が存在する。

天然記念物は府指定の百舌鳥のくす、百舌鳥八幡宮のくす、方違神社のくろがねもちの 3 件である。

この中で、古墳に関しては、いたすけ古墳をはじめとする史跡の古墳を対象として百舌鳥古墳群としての包括的な評価の下に、必要なものについて保存、修景、整備等を実施する。また、仁徳天皇陵古墳等の宮内庁が管理する陵墓や陪塚、陵墓参考地についても、史跡と連携した保存・活用を図る。

②環濠都市区域

環濠都市区域には、42 件の指定等文化財が存在する。

有形文化財は、建造物が重要文化財の大安寺本堂、海会寺本堂、庫裏及び門廊、山口家住宅、南宗寺仏殿・山門・唐門の 4 件、府指定の菅原神社楼門、板状塔婆の 2 件、市指定の井上関右衛門家住宅等の 2 件、登録有形文化財の清学院不動堂・庫裏・門、旧十八屋（櫻館）の 4 件が存在する。美術工芸品としては重要文化財が脇差 朱銘長義（妙國寺）、短刀 銘国光（妙國寺）、紙本著色大寺縁起（開口神社）、伏見天皇宸翰御歌集（冬百首）（開口神社）、短刀 銘吉光（開口神社）、釈迦二声聞像（祥雲寺）、沢庵和尚像（祥雲寺）、閻魔王図（長泉寺）、本堂障壁画（大安寺）の 9 件、府指定が阿弥陀如来立像（常安寺）、梵天像（常安寺）、開口神社文書（開口神社）、和泉長谷寺縁起（長谷寺）、阿弥陀三尊来迎図（専称寺）の 5 件、市指定が梵鐘（本願寺堺別院）、親鸞聖人絵伝（真宗寺）、反故裏書（真宗寺）、己行記（妙國寺）、行功部分記（妙國寺）、宝物集 卷第三（妙國寺）、法華経宝塔曼荼羅図（妙法寺）、牡丹花詩集（海会寺）、仏涅槃図（月蔵寺）等の 10 件となっている。

無形文化財には市指定の「住吉大社宿院頓宮の^{はらき}祓神事」の1件が存在する。民俗文化財の指定等を行われていない。

史跡は、国指定が土佐十一烈士墓の1件、府指定が堺県庁跡の1件となっている。

名勝は、国指定が南宗寺庭園の1件、府指定が祥雲寺庭園の1件、市指定が妙國寺庭園の1件となっている。

天然記念物は国指定が妙国寺のソテツの1件となっている。

区域北部には山口家住宅、井上関右衛門家住宅、清学院をはじめとする指定等文化財のほか、町家等に代表されるその他の指定等文化財以外の歴史的建造物が多く存在する。このうち井上関右衛門家住宅は第1期計画で保存修理を実施しており、公開活用のための取組を進めている。これらの文化財の積極的な保存活用は、地域活性化にも寄与するものであり、建造物として価値が認められるものについては、文化財保護法による文化財指定及び登録を検討し、また必要に応じ、歴史的風致形成建造物の指定を行い、保存活用を図る。

重点区域では刃物、線香等の伝統産業が継承されており、町家等の小規模な建造物を作業場とする堺固有の分業制等の産業構造が、特有の市街地環境の形成にも大きく寄与している。後継者育成のための教育体制の充実や、多様化する消費者ニーズへの対応、地域ブランドとしての確立を協働で進める。

③その他の両区域に共通する内容

無形民俗文化財については神輿渡御、百舌鳥八幡宮月見祭等の伝統行事や祭礼等の無形の文化財が継承されている。これらの継承の担い手となっている地域や団体等と連携し、調査及び記録作成の実施、保存・継承のための計画策定の支援を行い、必要に応じて保存・継承のための支援等も検討する。

（２）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

本計画の実施期間中に、重点区域における歴史的風致を維持向上するための保存・修理・修景を積極的に実施するため、重点区域内の歴史的建造物の保存・修理・修景に対する助成を行う。

重点区域内において、町家等の歴史的建造物を、指定の基準に沿って歴史的風致形成建造物に指定し、所有者等の意向や建造物の損傷状態の調査を行い、保存・修理・修景に対する助成を行う。

百舌鳥古墳群では、陵墓、陪塚、陵墓参考地を除く古墳を対象として、平成29年（2018）度に整備基本計画（第1期）を、令和4年（2022）度に保存活用計画を策定した。整備は、御廟表塚古墳から着手し、緑の環境を活かしたうえで、古墳本来の形状が理解できるような説明を整備で実施する。他の古墳についても、順次整備基本計画に基づき整備を実施する。さらに、陪塚については、近接する大型古墳との位置関係が理解できるよう、大仙公園において古墳周辺を対象とした修景を実施することで、古墳群としての景観の向上をめざす。

【重点区域における事業】

「百舌鳥古墳群整備事業（平成24年度～令和14年度）」

「大仙公園整備事業（昭和 38 年度～令和 14 年度）」

【市内全域における事業】

「歴史的建造物保存修理事業（平成 25 年度～令和 14 年度）」

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内には、堺市博物館、堺伝匠館、堺市立町家歴史館（山口家住宅）、堺市立町家歴史館（清学院）等の歴史・文化関連施設がある。

百舌鳥古墳群及び周辺区域には、堺市博物館や百舌鳥古墳群ビジターセンターがある。これらの施設を活用して、市民や来訪者に本市の歴史・文化や世界遺産百舌鳥・古市古墳群の価値や魅力を伝える。

環濠都市区域については、伝統産業及び町家等に関連する展示を行うほか、利晶の杜では千利休や与謝野晶子に関する展示を行っている。利晶の杜では、茶の湯を中心とした堺における中世の歴史や文化についての情報発信を行う。

【重点区域における事業】

「堺市博物館企画展示事業（昭和 55 年度～令和 14 年度）」

「堺市博物館学芸講座事業（昭和 55 年度～令和 14 年度）」

「堺市博物館校外学習受け入れ事業（昭和 55 年度～令和 14 年度）」

「文化観光拠点の管理運営事業（平成 26 年度～令和 14 年度）」

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域については、堺市景観計画で「重点的に景観形成を図る地域」に位置付け、きめ細かな景観誘導を図っていくこととしており、このような取組と連携していくことが必要である。

百舌鳥古墳群及び周辺区域においては、緑豊かな古墳と一体となった市街地環境を保全・創出することが重要であり、そのため、古墳周囲を第一種低層住居専用地域や風致地区に指定し、周辺の市街地環境を保全する。また、大仙公園の整備等の環境整備を検討するほか、建築物の高さや色彩等の形態意匠について、景観地区等の都市計画手法や景観法・屋外広告物法等に基づく各種手法の活用による保全を進めている。

環濠都市区域においては、文化財の指定等により、核となる文化財の保存を図りながら、これらと調和した歴史的なまちなみを形成するため、歴史的建造物の保存・修理等について検討する。

また文化財に関する情報提供を行う説明板や、文化財をはじめとする歴史的建造物等を有機的につなぐ誘導看板や標柱の設置、周遊マップ等と連動したルートの整備など、歴史的風致に配慮しつつ来訪者等に分かりやすい説明板等のデザインの検討を行う。

【重点区域における事業】

「大仙公園整備事業（昭和 38 年度～令和 14 年）」

「まちなみ再生事業（平成 25 年度～令和 6 年度）」

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域に関しては、指定等文化財だけでなくその他の歴史的建造物等が多く存在しており、個々の文化財の防災だけでなく、周辺の市街地を含む一体的な文化財防災に関する計画の策定を進める。

特に環濠都市区域の北部は元和の町割を継承する街区であるものの、狭い道路も多く、緊急車両の進入が困難な場所もあることなどを考慮し、防災面の問題点・課題を整理した上で、具体的な防災計画の策定を進める。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

堺市博物館では、小中学校の校外学習に利用することで、実物の資料や映像をもとに本市の歴史を学ぶ機会を設ける。

さらに歴史・文化資源を活用した周遊事業として文化財特別公開を開催し、指定文化財の公開や、刃物等の伝統産業の実演・販売等を実施し、市内外に対して堺市の文化財の積極的な普及・啓発を行っており、これらの取組を引き続き継続する。

【重点区域における事業】

「観光ボランティアガイドとの連携（平成 7 年度～令和 14 年度）」

【市内全域における事業】

「歴史・文化資源を活用した周遊事業（平成 10 年度～令和 14 年度）」

（７）埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

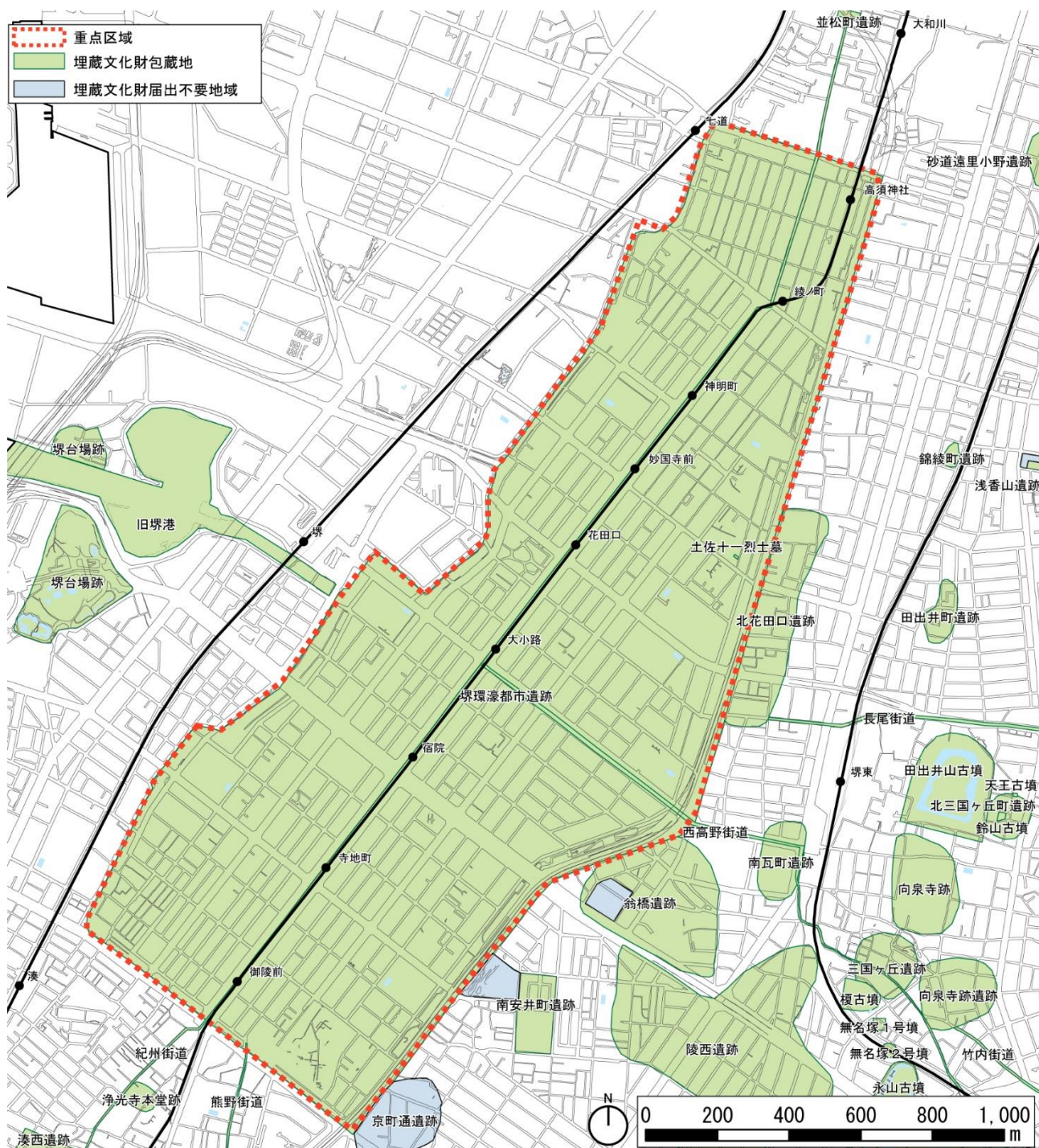
百舌鳥古墳群及び周辺区域には、百舌鳥古墳群を構成する古墳、古墳築造に関連する集落跡、生産遺跡等が数多く残されている。また環濠都市区域は、全域が堺環濠都市遺跡に該当し、地下約 1m には、中世「堺」の町の痕跡が残されている。

これら周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為の実施にあたっては、開発に伴う文化財保護法に基づく届出又は通知の提出を徹底し、開発に際して埋蔵文化財を確認した場合には、工法の検討や、計画変更によって埋蔵文化財の地下保存等の措置を協議し、遺構の保護に努めるほか、やむを得ない場合は、記録保存等の対応についても速やかに実施していく。

さらに、百舌鳥古墳群については、各古墳の規模や形状、築造年代等を把握するために、平成 19 年（2007）度より継続して、範囲確認調査や地中レーダ探査を実施している。調査成果は、発掘調査報告書を作成するほか、堺市博物館や大阪府立近つ飛鳥博物館での展示や、講演会を開催することで、市内外への公開に努める。



周知の埋蔵文化財包蔵地（百舌鳥古墳群及び周辺区域）



周知の埋蔵文化財包蔵地（環濠都市区域）

（８）文化財の保存・活用に関わっている各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

百舌鳥古墳群及び周辺区域では、地元住民を中心に古墳の清掃美化活動が行われている。「仁徳陵をまもり隊」は、郷土「堺」の誇りである仁徳天皇陵古墳を美しく保ち、次世代へ伝えていくことを目的に、仁徳天皇陵古墳の外濠、外堤及び周遊路等の清掃を年２回（３月と１１月）実施している。また、「魅力あふれる百舌鳥野をつくる会」は、古墳の周遊路や街道を中心とした道路の美化活動の実施や、講演会やウォークラリーを開催している。

このような古墳及び周辺の清掃美化活動については、行政との協働による実施方法について検討する。

堺環濠都市区域でも地域の団体が活動を行っている。環濠北部では町家の所有者等が中心となり、「堺文化財特別公開」の期間中などで、「堺・七まち町家公開実行委員会」による町家等の公開やイベント等が行われている。また、環濠の象徴である「内川・土居川」では、川の清掃活動から始まった取組が、現在では NPO 法人「観濠クルーズ Sakai」として定期観光船を運航させるまでとなり、活発に活動を行っている。さらに、流域の 8 連合自治会では「内川・土居川を美しくする会」を結成し、年２回（１１月・３月）の清掃活動に取り組んでいる。

また、環濠都市を中心とした堺の歴史を検証、発信する団体として、三好長慶とその一族、堺幕府の検証、又これらに関与した寺院の景観を守り育て、広く府市民に伝えることにより事実の再認識をめざす「堺・ちくちく会」や、慶応４年（１８６８）に起こった堺事件に関する検証や発信の活動を行う「堺事件を語り継ぐ会」がある。

これらの他にも様々な団体が活躍し、歴史や文化を活かした市街地形成への取組が進んでいる。

【重点区域における事業】

「百舌鳥古墳群に関する情報発信や市民と協働した取組（平成 17 年度～令和 14 年度）」
「観光ボランティアガイドとの連携（平成 7 年度～令和 14 年度）」